

● 補助対象設備及び補助金額

対象となる設備及び補助金の額は次のとおりです。

1 住宅用太陽光発電システム

対象設備の要件	補助金の額
<p>(1) 低圧配電線と逆潮流有りで連系し、かつ、電力会社と電力受給に関する契約を締結すること。</p> <p>(2) 一般財団法人電気安全環境研究所（JET）の行う太陽電池モジュール認証に相当する認証を受けているもの又はこれと同等以上の性能及び品質が確認されるものであり、かつ、太陽光発電普及拡大センター（J-PEC）に登録されていること。</p> <p>(3) 未使用のもの。</p>	<p>○市内業者と契約して設置する場合 太陽電池の最大出力1kWあたり29,000円で、補助の上限は4kW（116,000円）。</p> <p>○市外業者と契約して設置する場合 太陽電池の最大出力1kWあたり24,000円で、補助の上限は4kW（96,000円）。</p> <p>※最大出力の小数点以下2桁未満及び補助金の額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てとします。</p>

2 省エネルギー設備

区分	対象設備及び要件	補助金の額
給湯設備	<p>太陽熱利用システム</p> <p>(1) 太陽熱を集めて給湯に利用する太陽熱温水器又はソーラーシステムであること。</p> <p>(2) 一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品（BL部品）認定を受けた製品であること。</p>	<p>対象設備の購入・設置に要する費用に2分の1を乗じて得た額。</p> <p>ただし、30,000円を限度とする。</p>
	<p>潜熱回収型ガス給湯器 (エコジョーズ)</p>	<p>対象設備の購入・設置に要する費用に2分の1を乗じて得た額。</p> <p>ただし、30,000円を限度とする。</p>
	<p>潜熱回収型石油給湯器 (エコフィール)</p>	<p>対象設備の購入・設置に要する費用に2分の1を乗じて得た額。</p> <p>ただし、30,000円を限度とする。</p>
	<p>自然冷媒ヒートポンプ給湯器 (エコキュート)</p>	<p>対象設備の購入・設置に要する費用に2分の1を乗じて得た額。</p> <p>ただし、80,000円を限度とする。</p>
	<p>家庭用ガスコージェネレーションシステム (エコウィル)</p>	<p>対象設備の購入・設置に要する費用に2分の1を乗じて得た額。</p> <p>ただし、80,000円を限度とする。</p>
	<p>家庭用燃料電池コージェネレーションシステム (エネファーム)</p>	<p>対象設備の購入・設置に要する費用に2分の1を乗じて得た額。</p> <p>ただし、80,000円を限度とする。</p>

その他設備	複層ガラス・二重サッシ (1) 対象設備の購入・設置に要する費用が100,000円以上のもの。 (2) 窓の大きさは、内窓設置及び外窓交換は1.6㎡以上、ガラス交換は0.8㎡以上のものであること。	50,000円
	ペレットストーブ	対象設備の購入・設置に要する費用に2分の1を乗じて得た額。 ただし、30,000円を限度とする。
	LED照明設備 (1) 対象設備の購入・設置に要する費用が40,000円以上のもの。 (2) 既設の照明設備を交換すること。 (3) 2基以上設置すること(このうち、1基は居室に設置すること)。 ※居室とは、居間、食事室、台所、子供室、寝室、和室など継続的に使用する室をいう。 ※光源(電球・電灯)のみの交換は対象外とする。	対象設備の購入・設置に要する費用に2分の1を乗じて得た額。 ただし、30,000円を限度とする。

※対象設備の購入・設置に要する費用には、既存設備の撤去処分費及び消費税等相当額を含まない。

※対象設備については、すべて未使用のものであること。

※LED照明設備については、電池式や可搬型(電気スタンド等)は対象外とします。

《省エネルギー設備の補助金額について》

表に掲げる「給湯設備」及び「その他設備」の区分ごとに算出した額を合算した額とします。ただし、区分ごとに合算して得た額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てとします。

各区分において、合算額が80,000円を超えるときは、80,000円とします。

「給湯設備」及び「その他設備」を複合して設置するときは、それぞれの区分において算定した額を合算した額とします。